

循環啓発棟および工場見学案内 ボランティア活動ルール

1. 目的

本ルールは、富士市新環境クリーンセンター 循環啓発棟ふじさんエコトピア（以下、ふじさんエコトピアという。）におけるボランティア活動の基本的なルールを定めたものです。

ふじさんエコトピアは、楽しみながら環境を学べる施設であり、環境活動を行う個人や団体の活動拠点でもあります。ここでは、富士市の環境拠点として多くの皆さまに楽しみながら、ごみや環境問題を学んでいただくため、工場見学や体験講座・ワークショップなどのイベント開催に積極的に取り組んでいきます。

さまざまな取り組みを行うにあたって、運営事業者とボランティアがそれぞれの役割を果たしながら施設運営を行っていくことを目的に本ルールを定めるものとします。

2. 名称

ふじさんエコトピアでの活動に参加するボランティアは「ふじさんエコトピアボランティアクラブ（フジエコクラブ）」とよびます。

3. ボランティア活動の範囲

ボランティア活動（以下、活動という。）の範囲は以下のとおりとします。

（1）工場見学案内

- ① 見学ツアーにおけるガイド（ごみ処理のながれに関する説明）
- ② 見学ツアーにおけるガイドのサポート

（2）ふじさんエコトピアで開催する運営事業者主催および関係団体との共催イベント等でのサポート

- ① イベント開催中の来場者案内・受付
- ② イベント開催中の展示等の説明
- ③ イベント会場の整備

（3）その他必要と認められるもの

4. ボランティア登録

活動への参加を希望する人は、事務局まで申し込みをしていただきます。ボランティア登録を行う場合は、以下の条件を満たすことを条件とします。

- ① 活動の内容について、事務局から説明を受け、目的や趣旨、条件等に同意をする。
- ② ボランティア講習（合計6回・1回につき2～3時間程度）を受講する。
- ③ 18歳以上であること。（未成年は保護者の同意があること）
- ④ 原則、富士市在住・在勤であること。
- ⑤ 商業目的、宗教の勧誘目的などではないこと。

5. ボランティア登録の流れ

ボランティア登録の流れは以下のとおりとします。

- ① 前4項の内容に同意する。
- ② ボランティア講習を受講する。
- ③ ボランティアとして登録を行う。

6. ボランティア登録の更新

ボランティアは、1年ごとに更新を行います。更新にあたっては、あらためて活動の趣旨、目的、条件等に同意をいただきます。

7. ボランティアの退会

活動継続の意思がなくなった場合は、退会の手続きを行っていただきます。手続き完了後、登録を抹消します。

1年以上、メールや電話に対し、返信や応答がなく、連絡がとれなくなってしまった場合は、事務局で判断し登録を抹消します。

活動中に、不適切な行為が散見され、事務局の指示や依頼について適切に対応いただけない場合は、事務局にて登録を抹消することがあります。

8. ボランティア証

ボランティアには、ボランティア証を付与します。活動中は、ボランティア証を身につけます。

9. 報酬

活動に対する報酬の支払いはありません。ルールにより、交通費を1,500円/回・人支払います。

活動に必要な物品等は支給します。

10. 事務局

事務局は、循環啓発棟の運営事業者（株式会社クリーン工房）内に設置します。

11. 活動の原則

ふじさんエコトピアにおける活動は、公共サービスの一部にかかわるものであることから、ボランティアについても自覚と責任をもって活動を行っていただきます。

また、事前講習においても、活動の原則について説明を行い、理解のうえ活動を行っていただきます。

ボランティアは、当活動をつうじて知り得た情報等について外部に漏洩することができません。

12. ボランティアへの責任

運営事業者は、ボランティア活動を保障するため、つぎの責任を担います。

- ① 活動を行うにあたり、必要な講習等を実施します。講習は、ボランティア登録条件となる基本講習に加え、必要に応じて学習や練習の場を設けます。
- ② ボランティア全員に対して、対等、平等に接します。
- ③ ボランティア一人ひとりの個性や自主性を尊重します。
- ④ ボランティアの個人情報について、外部に漏洩しません。
ボランティア保険に加入します。

13. 活動中の事故やケガについて

ボランティアはボランティア保険に加入し、活動中の事故やケガや損害賠償責任を補償します。

- ① 対象となるボランティア活動は、本ルール3項に定めるとおりとします。
- ② 対象となる範囲は、ボランティア自身の死亡・ケガおよび相手の死亡・ケガ・財産への賠償責任です。

14. 協議

ここに記載されている以外のことで、必要な事項は、運営事業者とボランティアが協議をして定めます。

15. ルールの改正

必要に応じて、ルールの改正を行います。改正にあたっては、あらかじめ富士市に改正事項および理由を伝え承諾を得ます。

改正後に、登録ボランティアには、改正事項を伝え承諾を得ます。

初版（2020年 月 日）

このルールは、年 月 日から施行する。